

バーゼル規制の概要

※ 本資料は、バーゼル規制に関する理解促進の一助として作成されたものです。分かりやすさを重視した記載となっていることから、必ずしも正確ではない部分があります。規制対応あるいは確実な理解に当たっては、必ず関連する告示、監督指針等（https://www.fsa.go.jp/policy/basel_ii/index.html）をご確認ください。

※ 金融庁総合政策局リスク分析総括課健全性基準室

我が国におけるバーゼル規制（自己資本比率規制等）の実施

1989年 バーゼルⅠ

- 国際的に活動する銀行の自己資本比率の測定方法や達成すべき最低水準を規定

2007年 バーゼルⅡ

- 金融取引の多様化・複雑化やリスク管理手法の高度化に合わせ、リスク計測手法を精緻化

2013年以降 バーゼルⅢ

自己資本の質・量の強化

- 【国際統一基準】損失吸収力の高い資本（普通株、内部留保等）の自己資本に占める割合を高める（2013年）とともに、資本バッファを導入（2016年）
- 【国内基準】国際統一基準を参考に、従来の最低自己資本比率（4%）を維持しつつ、自己資本の質の向上を図る一方、地域経済への影響や業態の特性を勘案（2014年）

レバレッジ比率規制・流動性規制（国際統一基準）

- レバレッジ比率規制（第3の柱）の導入、流動性カバレッジ比率規制の導入（2015年）
- レバレッジ比率規制（第1の柱）の導入（2019年）
- 安定調達比率規制の導入（2021年）

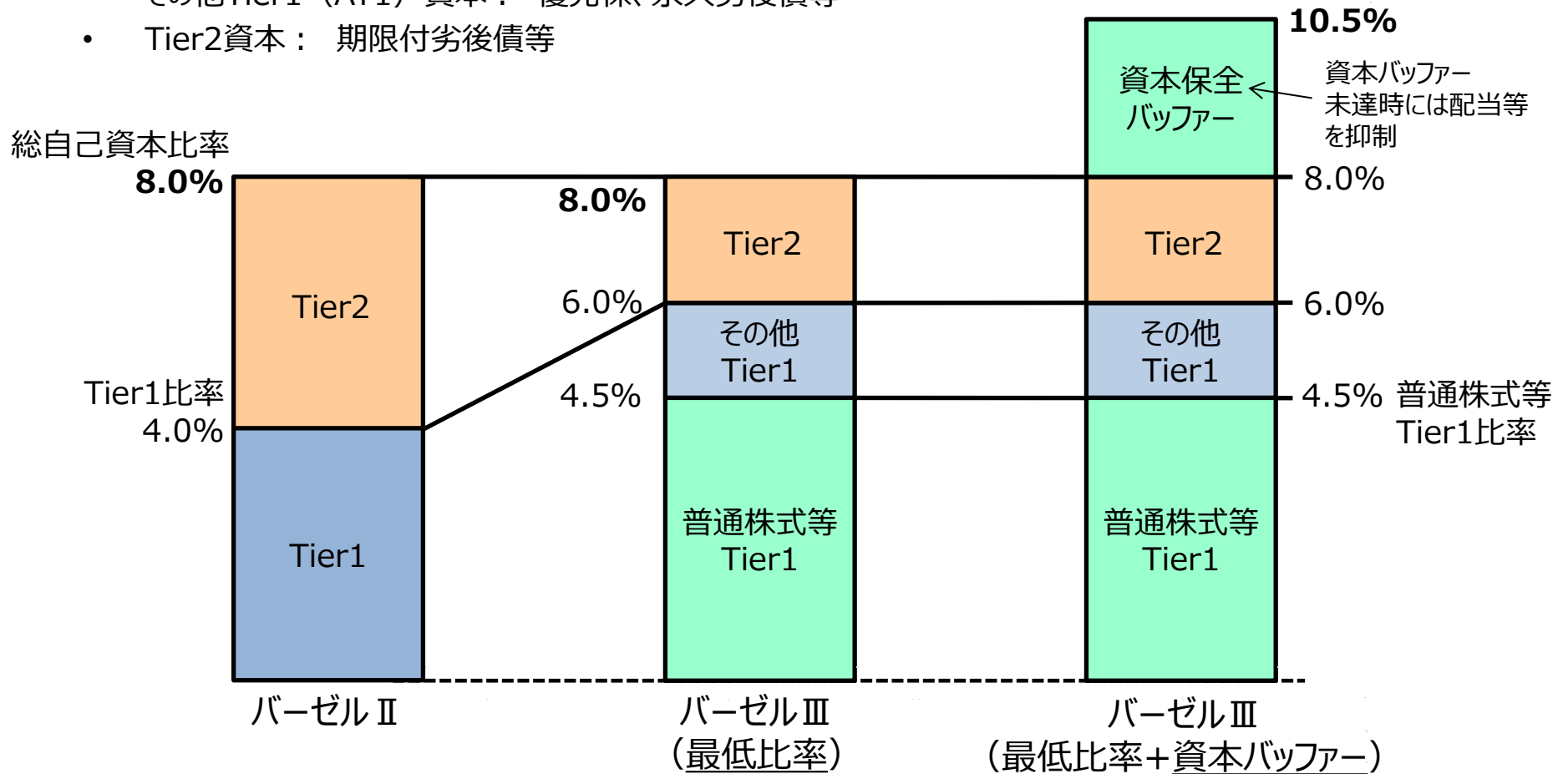
バーゼルⅢ最終化

- リスクアセット計測の過度なバラつきを軽減するためのリスク計測手法等の見直し（2023年より段階的に実施）

最低所要自己資本の水準

- バーゼルⅢでは、銀行の健全性を高める観点から、自己資本の質及び量を強化。

- 普通株式等Tier1（CET1）資本： 普通株、内部留保等
- その他Tier1（AT1）資本： 優先株、永久劣後債等
- Tier2資本： 期限付劣後債等



※ 最低所要自己資本比率を割り込んだ場合、早期是正措置（経営改善計画、資本増強計画の提出等）の対象となる。

（１）Tier1資本

- 事業を継続する中で（破綻に至る前の段階で）損失を吸収できる資本・負債等（going concern capital）。「普通株式等Tier1（CET1）資本」と「その他Tier1（AT1）資本」に区分される。
 - **CET1資本**は、最も損失吸収力の高い資本である普通株や内部留保等（その他包括利益を含む）。資本の質の強化及び金融システム内でのリスクの蓄積防止の観点から、のれん等の無形資産・繰延税金資産や他の金融機関の資本保有等は、CET1資本から控除される。
 - **AT1資本**は、事業継続を前提とした損失吸収力があると認められる資本・負債等。具体的には、①発行体のCET1比率が一定水準（5.125%以上）を下回った場合や、実質破綻認定時（PONV：Point of non-viability）に元本削減または株式転換が行われる、②満期が定められていない、③金利ステップアップ条項なし、等の要件を満たす優先株や永久劣後債等。

（２）Tier2資本

- 破綻時に、預金者を含む一般債権者に先立って損失を吸収する資本・負債等（gone concern capital）。具体的には、一般貸倒引当金のほか、①実質破綻認定時（PONV）に元本削減または株式転換が行われる、②債務の弁済について一般債権者よりも劣後する、等の要件を満たす優先出資証券、劣後債、劣後ローン等。

資本バッファ

- 国際統一基準行に対し、最低所要自己資本に加えて資本バッファの積み立てを求めるもの。基準値を下回った場合には、社外流出（配当・賞与・自社株買い等）に制限が課される。
- 日本では、2016年より段階的に導入。

① 資本保全バッファ

- 将来のストレスに備え、（景気動向等にかかわらず）2.5%の資本バッファの構築を求めるもの。

② カウンター・シクリカル・バッファ（CCyB）

- 国内の信用供与が過剰と認められる場合に、将来生ずるおそれのある損失をカバーするため、各国裁量により設定されるもの（0～2.5%）。現在、日本では0%。

③ G-SIBsバッファ

- 「グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）」に対する追加的な資本賦課。金融システム上の重要度に応じて1.0%～3.5%の水準を設定。

④ D-SIBsバッファ

- 「国内のシステム上重要な銀行（D-SIB）」に対する追加的な資本賦課。各国裁量で水準を設定。

日本のG-SIBs/D-SIBs

金融機関		SIBバッファ
三菱UFJフィナンシャル・グループ	G-SIB/ D-SIB	1.5%
みずほフィナンシャルグループ 三井住友フィナンシャルグループ		1.0%
三井住友トラストグループ 農林中央金庫 野村ホールディングス 大和証券グループ本社	D-SIB	0.5%

レバレッジ比率

- 銀行システムにおけるレバレッジの拡大を抑制するために導入された、簡素な非リスクベースの指標。リスクベースの指標である自己資本比率を補完。
- 日本では、2015年より開示規制（第3の柱）、2019年より最低所要自己資本規制（第1の柱）として導入。対象は国際統一基準行。
- 所要水準を下回った場合、早期是正措置が発動される。

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{Tier 1 資本}}{\text{エクスポージャー額（オバランス項目 + オバランス項目）}} \geq 3\%$$

（参考）

- 日本では、2020年6月期に、コロナ禍において金融機関の貸出余力を確保する観点から、「日銀預け金」をエクスポージャー額（分母）から除外する時限措置を導入。2024年4月以降は、「日銀預け金」をエクスポージャー額から除外しつつ、最低所要水準を3.15%に引き上げる枠組みに移行。
- 2023年3月期より、G-SIBsに対してレバレッジ・バッファが導入されている（邦銀の場合、0.5%～0.75%を上乗せ）。

（注）2024年4月以降は、上記の除外措置導入を受け、同バッファの水準を0.55%～0.80%に設定。

流動性カバレッジ比率（LCR : Liquidity Coverage Ratio）

- 30日間のストレス下における資金流出に対応できるよう、「適格流動資産（ストレス時に大きく減価することなく換金できる資産であって、換金に係る障害がないもの）」の保有を求めるもの。
- 日本では、2015年から段階的に実施。対象は国際統一基準行。

掛け目：100%

- ・ 現金
- ・ 中銀預金
- ・ 国債（リスクウェイト0%、同0%でない母国国債等）

掛け目85%

- ・ 国債（リスクウェイト20%）
- ・ 社債・カバード
ボンド（AA-以上）

掛け目50%

- ・ 上場株式、社債（A+～BBB-）
- 掛け目75%**
- ・ 住宅ローン担保证券（AA以上）

適格流動資産（レベル1 + レベル2 A + レベル2 B）

$$\text{LCR} = \frac{\text{適格流動資産（レベル1 + レベル2 A + レベル2 B）}}{\text{30日間のストレス期間における純資金流出額（資金流出－資金流入）}} \geq 100\%$$

預金の流出率

- ・ リテール・中小企業（預金保険対象）5%（3%）
 " （預金保険対象外） 10%
- ・ 非金融機関（預金保険対象）20%
 " （預金保険対象外） 40%
- ・ 金融機関.....100%

与信・流動性ファシリティ等の流出率

- ・ リテール向け与信・流動性枠.....5%
- ・ 非金融機関向け与信枠.....10%
- ・ 非金融機関向け流動性枠.....30%
- ・ 金融機関向け与信・流動性枠..... 40%

流入率

- ・ 金融機関・中銀向け債権.....100%
- ・ リテール、事業法人、政府・公共部門向け債権...50%
- ・ リバース・レポと証券借入..... 担保に応じて0～100%

安定調達比率（NSFR : Net Stable Funding Ratio）

- 残存期間が長期の資産や市場流動性が低い資産を保有する場合、その裏付けとして、中長期的に安定した調達を行うよう求めるもの。
- 日本では、2021年9月期より実施。対象は国際統一基準行。

算入率

- ・資本、1年以上の負債：100 %
- ・リテール・中小企業預金（残存1年未満または満期なし）：90～95%
- ・非金融機関預金、オペ預金（残存1年未満または満期なし）：50%
- ・金融機関からの借入（6ヶ月未満）：0%、（6ヶ月以上1年未満）：50%

$$\text{NSFR} = \frac{\text{利用可能な安定調達額（資本 + 預金・市場性調達）}}{\text{所要安定調達額（資産）}} \geq 100\%$$

適格流動資産（HQLA）の算入率

- ・レベル1資産：0%、レベル2A資産：15%、レベル2B資産：50%

短期貸付の算入率

- ・1年未満のリテール・非金融機関向け：50%
- ・6ヵ月以上1年未満の金融機関向け：50%
- ・6ヵ月未満の金融機関向け（レベル1資産担保）：0%、（それ以外）：15%

長期貸付（1年超）の算入率

- ・処分可能なリスク・ウェイト35%以下の貸付（住宅ローン含む）：65%
- ・その他の正常債権（金融機関向け除く）：85%
- ・不良資産等：100%

バーゼルⅢ最終化の概要

- 自己資本比率規制において、銀行のリスクアセット計測の過度なバラつきを軽減するため、計測手法等を見直し。
- 日本では、2023年3月期より段階的に実施。

（各リスク計測手法の見直し）

信用リスク	- 標準的手法の頑健性やリスク感応度の向上（例：中堅企業向け債権（無格付）のリスクウェイト（RW）を引下げ（100%⇒85%）、株式のRWを引上げ（100%⇒250%）） - 内部モデル手法の利用制限（例：デフォルト確率（PD）やデフォルト時損失率（LGD）等の自行推計値に下限を設定）
マーケットリスク	- 標準的方式はリスク感応的となるよう再設計 - 内部モデルのリスク計測の精緻化及び承認要件の厳格化
オペレーショナルリスク	- 新たな標準的手法の導入（銀行のビジネス規模と損失実績を勘案） - 内部モデル手法の廃止
CVA（信用評価調整）リスク	- 新たな標準的手法の導入（デリバティブ取引の規模や特性等を勘案） - 内部モデル手法の廃止
資本フロア	内部モデル手法により算出されたリスクアセットが、標準的手法で算出されたリスクアセットの72.5%を下回らないようにする措置の導入

バーゼルⅢ最終化の実施時期

■ 国際的な合意

- 2023年1月（当初は2022年1月。コロナ禍の影響を受け、1年延期）

■ 日本

- 2024年3月31日： 国際統一基準金融機関及び内部モデルを採用する国内基準金融機関（最終指定親会社を除く）
- 2025年3月31日： 内部モデルを採用しない国内基準金融機関及び最終指定親会社
- ただし、2023年3月31日以降、上記よりも早期の適用を希望する金融機関は、金融庁への届出により適用可能

※20金融グループ39先が2023年3月期より、2先が2023年12月期より、17金融グループ35先が2024年3月期より適用開始

■ 他国の実施時期・予定（2025年5月時点）

- 2023年： オーストラリア、カナダ、サウジアラビア、韓国 等
- 2024年： 中国、シンガポール 等
- 2025年： EU（ただし、市場リスクのみ実施を延期）、香港、南アフリカ、スイス 等
- 2027年： 英国

※ 米国の実施時期は未定。

参考資料

自己資本比率規制の基本的な考え方

- リスク(一定の確率で被りうる損失)をカバーするのに十分な額の自己資本を備えることで、金融機関の健全性を確保
 - ・ 国際的に活動する銀行は、自己資本比率**8%**以上を維持
 - ・ 国内のみで活動する銀行は、自己資本比率**4%**以上を維持

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{リスクアセット}} \geq 8\% \text{ or } 4\%$$



- ・ 貸出先（企業、個人等）や投資先が破綻するリスク（信用リスク）
例： 貸付金は、貸出先の外部格付に応じて20～150%のリスクウェイト※を乗じて算出
- ・ 市場動向による保有有価証券等の価格変動リスク（マーケット・リスク）
- ・ 事務事故、不正行為等で損失が生じるリスク（オペレーショナル・リスク）

※ リスクウェイト100%は、仮に国際的に活動する銀行が1億円の貸出を行っている場合、所要水準の8%を満たすため、800万円の自己資本を備えるよう求めることを意味する（200%の場合、倍の1,600万円の自己資本を備える必要）。

最低所要自己資本比率を下回ったときの対応

- 当局は、金融機関の経営の健全性を確保するため、その区分に応じて監督上の措置（早期是正措置）を命ずることができる（銀行法第26条第2項に規定する区分等を定める命令等）。

区 分	国際統一基準行	国内基準行	措置の内容
第一区分	$2.25\% \leq \text{CET1比率} < 4.5\%$ $3\% \leq \text{Tier1比率} < 6\%$ $4\% \leq \text{総自己資本比率} < 8\%$	$2\% \leq \text{自己資本比率} < 4\%$	経営改善計画（資本の増強に係る措置を含む）の提出・実行
第二区分	$1.13\% \leq \text{CET1比率} < 2.25\%$ $1.5\% \leq \text{Tier1比率} < 3\%$ $2\% \leq \text{総自己資本比率} < 4\%$	$1\% \leq \text{自己資本比率} < 2\%$	- 資本増強計画の提出・実行 - 配当又は役員賞与の禁止・抑制※ - 総資産の圧縮又は増加の抑制 - 通常条件より不利な預金等の受け入れの禁止・抑制 - 一部の営業所の業務の縮小 - 一部の営業所の廃止 - 子会社等の業務の縮小 - 子会社等の株式又は持分の処分 - 付随業務等の縮小・新規取扱いの禁止 - その他金融庁長官が必要と認める措置
第二区分の二	$0\% \leq \text{CET1比率} < 1.13\%$ $0\% \leq \text{Tier1比率} < 1.5\%$ $0\% \leq \text{総自己資本比率} < 2\%$	$0\% \leq \text{自己資本比率} < 1\%$	- 自己資本の充実 - 大幅な業務の縮小 - 合併 - 銀行業の廃止等
第三区分	$\text{CET1比率} < 0\%$ $\text{Tier1比率} < 0\%$ $\text{総自己資本比率} < 0\%$	自己資本比率 $< 0\%$	業務の全部又は一部の停止

※ 国際統一基準行及びその子会社等は対象外。

リスク計測手法

バーゼルⅡ 実施以降（2007年～）、多様なリスク計測手法の選択肢から、各金融機関が自らのリスク管理実務に則した手法を選択することが可能に。バーゼルⅢ最終化では、その計測手法の見直しを実施。

バーゼルⅡ	信用リスク			マーケット・リスク	オペレーショナル・リスク
		カウンターパーティ 信用リスク	信用評価調整 (CVA) リスク		
	標準的手法 (SA)	カレント・エクスポ ージャー方式 (CEM)	簡便的リスク 測定方式	標準的方式 (SA)	基礎的手法 (BA)
	基礎的内部格付手法 (FIRB)	標準的手法 (SA-CCR)	標準的リスク 測定方式	内部モデル方式 (IMA)	粗利益配分手法 (TSA)
	先進的内部格付手法 (AIRB)	期待エクスポージャー 方式 (IMM)	先進的リスク 測定方式		先進的計測手法 (AMA)
↓					
バーゼルⅢ 最終化	標準的手法 (SA)	カレント・エクスポ ージャー方式 (CEM)	簡便法	簡便的方式	標準的計測手法 (SMA) ※ 銀行の内部損失データを用い て内部損失乗数 (ILM) を計測 する場合は、要承認。
	基礎的内部格付手法 (FIRB)	標準的手法 (SA-CCR)	基礎的方式 (BA-CVA)	標準的方式 (SA)	
	先進的内部格付手法 (AIRB)	期待エクスポージャー 方式 (IMM)	標準的方式 (SA-CVA)	内部モデル方式 (IMA)	

※ 赤字は、利用に当たって金融庁の承認を要するリスク計測手法。

内部格付手法採用行

計33金融機関グループが内部格付手法により信用リスクアセットを計測している。（2025年4月現在）

銀行持株会社	池田泉州ホールディングス、いよぎんホールディングス、SBI地銀ホールディングス、京都フィナンシャルグループ、コンコルディア・フィナンシャルグループ、しずおかフィナンシャルグループ、ソニーフィナンシャルグループ、第四北越フィナンシャルグループ、ちゅうぎんフィナンシャルグループ、西日本フィナンシャルホールディングス、ひろぎんホールディングス、 <u>ふくおかフィナンシャルグループ</u> 、 <u>みずほフィナンシャルグループ</u> 、 <u>三井住友トラストグループ</u> 、 <u>三井住友フィナンシャルグループ</u> 、 <u>三菱UFJフィナンシャル・グループ</u> 、めぶきフィナンシャルグループ、山口フィナンシャルグループ、 <u>りそなホールディングス</u> （計19社）
大手行等（除く信託銀行）	SBI新生銀行、 <u>埼玉りそな銀行</u> 、 <u>みずほ銀行</u> 、 <u>三井住友銀行</u> 、 <u>三菱UFJ銀行</u> 、 <u>りそな銀行</u> （計6行）
信託銀行	<u>みずほ信託銀行</u> 、 <u>三井住友信託銀行</u> 、 <u>三菱UFJ信託銀行</u> （計3行）
地域銀行	足利銀行、池田泉州銀行、伊予銀行、関西みらい銀行、北九州銀行、紀陽銀行、京都銀行、熊本銀行、群馬銀行、山陰合同銀行、滋賀銀行、静岡銀行、十八親和銀行、第四北越銀行、千葉銀行、中国銀行、東邦銀行、常陽銀行、南都銀行、西日本シティ銀行、八十二銀行、百五銀行、 <u>福岡銀行</u> 、 <u>みなと銀行</u> 、 <u>もみじ銀行</u> 、広島銀行、北洋銀行、武蔵野銀行、山口銀行、横浜銀行（計30行）
その他銀行	住信SBIネット銀行、ソニー銀行（計2行）
協同組織金融機関等	<u>農林中央金庫</u> （計1金庫）
最終指定親会社	野村ホールディングス（計1社）

※ 下線は、先進的内部格付手法（AIRB）。その他は、基礎的内部格付手法（FIRB）。

国際統一基準と国内基準

日本では、自己資本比率規制等に関して、海外営業拠点（海外子会社、海外支店）を有する銀行には国際統一基準、それ以外の銀行には国内基準が適用されている。

- 国際統一基準を適用する金融機関（2025年4月現在）

銀行持株会社	いよぎんホールディングス、コンコルディア・フィナンシャルグループ、しずおかフィナンシャルグループ、ちゅうぎんフィナンシャルグループ、みずほフィナンシャルグループ、三井住友トラストグループ、三井住友フィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループ、山口フィナンシャルグループ (計9社)
大手行等（除く信託銀行）	みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行 (計3行)
信託銀行	みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行 (計3行)
地域銀行	伊予銀行、群馬銀行、滋賀銀行、静岡銀行、千葉銀行、中国銀行、名古屋銀行、八十二銀行、山口銀行、横浜銀行 (計10行)
協同組織金融機関等	商工組合中央金庫、農林中央金庫 (計2金庫)
最終指定親会社	大和証券グループ本社、野村ホールディングス (計2社)

国際統一基準と国内基準の差異

(1) 自己資本比率規制

	国際統一基準	国内基準
分子 (自己資本)	① 普通株式等Tier1（普通株、内部留保等） ※ その他包括利益を含む。 ※ のれん、その他無形資産、繰延税金資産、その他金融機関向け出資等は、「控除項目」として普通株式等Tier1から控除 ② その他Tier1（優先株、永久劣後債等） ③ Tier2（期限付劣後債、一般貸倒引当金等）	コア資本（普通株、内部留保、強制転換条項付優先株、協同組織優先出資、一般貸倒引当金） ※ その他有価証券評価差額金は損益ともに勘案しない。 ※ 国際統一基準と同様の「控除項目」について、コア資本から控除
分母 (リスクアセット)	バーゼル規制と整合的に計測 ※ 国際合意上の当局裁量や経過措置の適用あり	国際統一基準と同様。ただし、一部簡便法の適用が可能（例：信用リスクにおける不動産向けエクスポージャーのリスクウェイト、カウンターパーティ信用リスクのCEM利用、CVAリスクの簡便法適用）
最低比率	普通株式等Tier1比率（①） $\geq 4.5\%$ Tier1比率（①＋②） $\geq 6\%$ 総自己資本比率（①＋②＋③） $\geq 8\%$	コア資本比率 $\geq 4\%$ ※ ただし、内部格付手法（IRB）採用行は、国際統一基準の普通株式等Tier1比率を満たす必要（IRBの利用条件）。

(2) その他

資本バッファ規制	適 用	適用なし
レバレッジ比率規制	適 用	当局にデータを提出
流動性カバレッジ比率規制	適 用	当局にデータを提出
安定調達比率規制	適 用	適用なし

自己資本比率規制における「3本の柱」

バーゼルⅡ以降、自己資本比率規制は、「3本の柱」が相互補完的な役割を果たしながら銀行の健全性を確保するもの、と位置づけられている。

第1の柱 (最低所要自己資本)	- 金融機関の経営の健全性を確保するため、最低所要比率を定め、金融機関が抱えるリスクに応じた自己資本の確保を求める。 - 当該最低所要比率を下回った場合は、監督当局として是正措置命令を発動し、銀行経営の早期是正を促す。
第2の柱 (銀行の自己管理と監督上の検証)	- 金融機関は、第1の柱の対象ではないリスクも含めて主要なリスクを評価した上で、経営上必要な自己資本額を検討。 - 監督当局は、早期警戒制度の枠組み等を通じ、金融機関の取組みが十分であるかを評価し、必要に応じて適切な監督上の措置をとる。
第3の柱 (市場規律)	金融機関による情報開示の充実により、市場参加者が銀行のリスク管理の優劣を評価し、そうした市場からの外部評価の規律付けを通じて金融機関の経営の健全性を高める。

- 金利水準の変動により、銀行の資産・負債の経済的価値又は収益が変動することにより生じるリスクについては、資本賦課（第1の柱）の対象ではなく、当局による監督を基礎とする枠組み（第2の柱）及び開示（第3の柱）の下で扱われる。

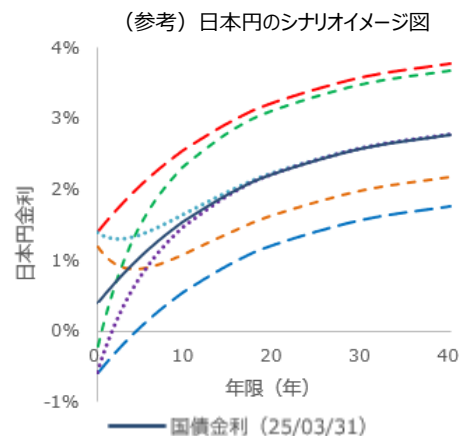
※ 上記は銀行勘定に分類された取引（貸出や預金、有価証券運用を中心とした取引）に関する取扱い。トレーディング勘定に分類された取引（短期売買を目的とする取引）に係る金利リスクは、資本賦課の対象。

- 日本では、2018年に国際統一基準行、2019年に国内基準行に対して導入。当局は、早期警戒制度の中で「重要性テスト」に抵触した銀行に対して「追加分析」を行い、必要に応じて深度ある対話や報告徴求命令等を実施。

（重要性テスト）

当局設定の金利ショックシナリオ※に基づき計算される ΔEVE （金利ショックに対する経済的価値の減少額）の最大値が、Tier1資本の15%（国際統一基準行）又は自己資本の20%（国内基準行）を超えていないか。

※ 通貨毎に、6つの金利シナリオ（①上方平行、②下方平行、③スティープ化、④フラット化、⑤短期金利上昇、⑥短期金利低下）を設定（国内基準行は①②③のみ）。



（追加分析）

「銀行が銀行勘定において保有するポジション全体の金利リスク」と「自己資本の余裕」の関係を基本的な着眼点として、収益性・リスクテイク・自己資本のバランスや、金利ショックが自己資本に与え得る実質的な影響について分析を行う。

※ リスク計測にあたっては、重要性に応じて、行動オプション性（流動性預金の滞留、定期預金の早期解約等）を、内部モデルの使用や保守的な前提の反映により、適切に考慮することが必要。

開示の主な項目と頻度

第3の柱では、市場参加者が銀行のリスク・プロファイルや自己資本の水準について適切に評価することを通じて、銀行に対する市場規律が有効に機能することを確保すべく、一連の開示義務を課している。（下記は、バーゼルⅢ最終化後、国際統一基準金融機関に求められる項目）

（四半期毎）

- 自己資本の構成（及び各自己資本比率）
- リスクアセットの概要
- レバレッジ比率
- 流動性カバレッジ比率

（半期毎）

- 各リスクアセット※に関する定量的項目（リスクアセットを計算する過程の計数や算出結果の詳細など）
※ 信用リスク、カウンターパーティ信用リスク、CVA、証券化取引、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク
- 銀行勘定の金利リスク
- 安定調達比率
- カウンター・シクリカル・バッファ比率に係る国又は地域別の状況
- TLACの構成、債権者順位等

（年度毎）

- 連結の範囲
- 自己資本充実度の評価
- 各リスクに対する管理状況の概要
- 各リスクアセットに関する定性的項目（定量的項目が計算される際の手続や前提条件など）
- G-SIB選定指標
- 報酬等